

令和5年度青森県中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、エネルギーや原材料等の価格高騰に対応し、今後の事業継続に向けた対策を行う中小企業者及び組合（以下「中小企業者等」という。）を支援するため、中小企業者等が省エネルギー化や高効率化を図るための設備更新、原材料を切替するための調査等を行う事業（以下「青森県中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業」という。）に要する経費について、令和5年度予算の範囲内において、中小企業者等に対し、青森県中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者とは、本事業に係る事業活動を遂行する拠点を県内に有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
ただし、主たる事業として農業、林業及び漁業を営んでいる中小企業者は除く。
- (2) 組合とは、本事業に係る事業活動を遂行する拠点を県内に有する次に掲げるものをいう。
 - ア 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体
 - イ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
 - ウ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条第1項に規定する生活衛生同業組合
 - エ その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であるもの
- (3) 拠点とは、本事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を遂行する本・支店、営業所、事業所、研究所等をいう。

(補助対象経費、補助金の額及び補助対象期間)

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表1及び別表2のとおりとする。

2 補助事業の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、交付決定の日から令和6年1月31日までとする。ただし、事前に着手する理由等を知事に届け出た場合、令和5年5月12日以降に限り、交付決定日より前に事前着手することができる。なお、その場合は、補助対象期間を事前着手する日から令和6年1月31日までとする。

（申請書等）

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 会社の概要がわかる書類（会社概要、パンフレット等）
- (4) 定款の写し（個人事業主の場合は開業届）、法人の登記事項証明書
- (5) 直近2期分の決算報告書の写し、又は直近2期分の確定申告書の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 申請者は、第3条第2項ただし書の期間内に発生する経費を申請する場合には、事前着手届（第4号様式）に当該経費に係る契約書、発注書等経費の内容が分かる書類を添えて、前項の交付申請に併せて知事に提出しなければならない。

4 補助事業者が、補助事業と同一の内容で国、地方自治体その他機関の補助制度又は委託事業等と併願している場合は、補助金を交付しないものとする。

5 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第5 規則第4条第1項の規定による交付の決定は、交付決定通知書（第5号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(補助金の交付の条件)

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助対象経費の配分を変更する場合において、事業変更承認申請書(第6号様式)を知事に提出してその承認を受けること。ただし、別表1の内容に掲げるそれぞれの経費の20パーセント以内の変更(補助金の増額を伴わないものに限る。)については、この限りでない。
- (2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止する場合において、あらかじめ事業中止(廃止)承認申請書(第7号様式)を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遅延(事故)報告書(第8号様式)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和6年4月1日から5年間保管しておくこと。
- (5) 前号の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せよう保管しておかなければならない。

(申請の取下げの期日)

第7 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、第5第1項に規定する通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

2 交付の申請の取下げは、交付申請取下書(第9号様式)を知事に提出して行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第8 知事は、第6第2号に規定する補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、規則第4条第1項の規定による交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、規則、本要綱又は規則若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (3) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (4) 補助事業者が、別紙「暴力団排除等に関する誓約及び同意事項」に違反した場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第3号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(契約等)

- 第9 補助事業者は、補助事業を行うため30万円以上の売買、請負、その他の契約を結ぶ場合は、2者以上の見積りを徴取しなければならない。ただし、補助事業を行ううえで、2者以上の見積りを徴取することが困難又は不適當である場合は、その限りではない。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、当該契約に係る書類の写しを知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、知事から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 5 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して知事からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(実績報告)

第10 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和6年1月31日のいずれか早い期日までに事業完了実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 実績報告書（第11号様式）
- (2) 収支精算書（第12号様式）
- (3) 補助対象経費に係る支払証拠書類及び財産管理台帳（第13号様式）の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11 知事は、第10第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第6第1号に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第12 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第13 補助金の請求は、第11に規定する通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに補助金請求書（第14号様式）を知事に提出して行うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第15号様式）を速やかに提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の管理等)

- 第15 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、財産管理台帳（第13号様式）を備え管理しなければならない。
- 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第16 規則第19条第4号及び第5号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。
- 2 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(暴力団排除等に関する誓約及び同意)

- 第17 補助事業者は、別紙「暴力団排除等に関する誓約及び同意事項」について補助金の交付の申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附則

この要綱は、令和5年6月16日から施行し、令和5年5月12日から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約及び同意事項

補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記の内容について誓約及び同意いたします。この誓約及び同意が虚偽であり、又はこの誓約及び同意に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

誓約事項

- (1) 法人等（個人、法人又は団体）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は組合等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

同意事項

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいる中小企業者、風営法第3条第1項の風俗営業の許可を受けているもののうち、公序良俗に反するなど社会的批判を受けるおそれのあるものに該当しません。
- (2) 県民税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納はありません。
- (3) 本補助金の申請内容全てに虚偽はありません。また、過去に補助金等の不正使用等事案がありません。
- (4) 同一内容で国・県・市町村等から助成を受けていません。
- (5) 補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金の受給者立ち合いのもと事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降を含む）や補助金の受給者に対し現地調査等を実施することに同意します。
- (6) 指導・助言を行う専門家に対し、ヒアリングや現地調査を行うことがあることに同意します。

別表1（第3関係）

補助対象経費	<p>(1) 設備更新・ソフトウェア導入費</p> <p>エネルギーや原材料等の価格高騰に対応するための、省エネルギー化や省コスト化に必要な設備更新・ソフトウェア等の導入に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。</p> <p>①設備・備品購入費、②旅費、③資料購入費、④通信運搬費、⑤外注・委託費、⑥会場借上料、⑦研究開発費、⑧借損料、⑨その他知事が必要と認める経費</p>
	<p>(2) 原材料代替品移行調査・研究費</p> <p>エネルギーや原材料等の価格高騰に対応するための、原材料の従来品から代替品への移行に向けた調査・研究に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。</p> <p>①原材料費、②旅費、③資料購入費、④通信運搬費、⑤外注・委託費、⑥会場借上料、⑦研究開発費、⑧借損料、⑨その他知事が必要と認める経費</p>

別表2（第3関係）

補助金の額	中小企業者	通常枠	補助対象経費の2分の1に相当する額又は3,000千円のいずれか低い額以内の額
		省エネ最適化診断枠	<p>補助対象事業者が次の全ての要件を満たす場合、補助対象経費の3分の2に相当する額又は5,000千円のいずれか低い額以内の額</p> <p>(要件)</p> <p>①省エネ最適化診断、省エネお助け隊の診断、省エネ診断拡充事業又は知事が別に定める診断を受けていること</p> <p>②事業成果の公表に同意していること</p>
		特別高圧電力枠	<p>補助対象事業者が次の要件を満たす場合、補助対象経費の2分の1に相当する額又は7,000千円のいずれか低い額以内の額</p> <p>(要件)</p> <p>特別高圧の受電者であること（交付申請時点において特別高圧の受電者であり、補助事業を実施した結果、特別高圧の受電者でなくなった場合を含む。）</p>

	組合	通常枠	補助対象経費の2分の1に相当する額又は5,000千円のいずれか低い額以内の額
		省エネ最適化診断枠	補助対象事業者が次の全ての要件を満たす場合、補助対象経費の3分の2に相当する額又は7,000千円のいずれか低い額以内の額 (要件) ①省エネ最適化診断、省エネお助け隊の診断、省エネ診断拡充事業又は知事が別に定める診断を受けていること ②事業成果の公表に同意していること
		特別高圧電力枠	補助対象事業者が次の要件を満たす場合、申請事業の実施に必要な補助対象経費の2分の1に相当する額又は9,000千円のいずれか低い額以内の額 (要件) 特別高圧の受電者であること(交付申請時点において特別高圧の受電者であり、補助事業を実施した結果、特別高圧の受電者でなくなった場合を含む。)

※下記は対象外とする。

- ①新規導入の設備(更新設備ではないもの)
- ②自社製造の設備
- ③交付決定の前に補助事業に係る契約・発注等を行った設備等(ただし、事前着手届の提出があったものを除く。)
- ④故障等の理由により事業活動に供していない設備の更新設備
- ⑤専ら居住を目的とした事業所における設備
- ⑥組合において、組合員個社が所有又は個社のみが使用する設備

青森県知事 殿

住 所
申請者 名 称
代表者職氏名

令和5年度青森県中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金交付申請書

令和5年度青森県中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金の交付を受けた
いので、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号）第3
条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項（該当するものに○）
（1）あり / （2）なし
* 「（1）あり」の場合は以下に該当事項をご記入ください。
該当事項：
- 4 消費税の適用に関する事項（該当するものに○）
課税事業者 / 免税事業者 / 簡易課税事業者
- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書（第2号様式）
 - (2) 収支予算書（第3号様式）
 - (3) 会社の概要がわかる書類（会社概要、パンフレット等）
 - (4) 定款の写し（個人事業主の場合は開業届）、法人の登記事項証明書
 - (5) 直近2期分の決算報告書の写し、又は直近2期分の確定申告書の写し
 - (6) その他知事が必要と認める書類
（※設備・備品購入費等がある場合）
 - ・見積書
 - ・既存設備の製品カタログ又は既存設備の銘板の写真
 - ・導入予定設備の製品カタログ等
 - ・設備を導入予定の事業所の図面

第2号様式（第4関係）その1

事業計画書

1 申請者の概要

名 称			
住 所			
代表者氏名 (役職・氏名)			
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス			
担当者 (担当者部署名)			
従業員数又は 組合員数		資本金等の額	千円

2 会社等概要（業種、業務内容、主要商品等を記載すること。）

※企業概要パンフレットやホームページがある場合、添付することで省略可。

3 事業区分

希望する枠 にチェック	補助率	追加要件等
通常枠 <input type="checkbox"/>	1 / 2 以内	—
省エネ 最適化 診断枠 <input type="checkbox"/>	2 / 3 以内	①省エネ最適化診断等を受けていること。 ②事業成果の公表に同意すること。
特別高圧 電力枠 <input type="checkbox"/>	1 / 2 以内	特別高圧の受電者であること。

第2号様式（第4関係）その2

4 補助事業の概要

■事業テーマ（30字程度）		
■事業実施予定時期（事業スケジュール）		
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
■事業内容		
①事業の目的・内容及び対策の妥当性		
②設備等の更新等により目標とするエネルギー及び経費の年間削減量 (財産・備品購入費等がある場合は記入必須。以下の表及び計算式も御記入ください。また、既存設備及び導入予定設備の製品カタログ又は既存設備の銘板の写真を添付してください。)		
エネルギーの種類	年間削減量 (kwh、ℓ等)	年間削減経費 (円)
※上記の計算式を記載又は根拠となる資料を添付してください。 (計算式)		
③事業の効果		
④事業の実施体制・費用対効果の妥当性・その他特記事項		

- (注) 1 事業の概要について、実施場所、対象、方法等について具体的に記載すること。
2 補助事業の内容が分かる図面、写真等を添付すること。

第2号様式（第4関係）その3

○省エネ最適化診断枠の場合、記入すること。

省エネ最適化診断枠の要件

■省エネ最適化診断等の実施状況
下記のいずれかの省エネ最適化診断等を受けている、あるいは受ける予定がある。 (該当する項目に☑を入れてください)
<input type="checkbox"/> 診断を受けている。【診断日:令和 年 月 日】
<input type="checkbox"/> 診断を受ける予定がある。【申込日:令和 年 月 日】 【予定日:令和 年 月 日】
■事業成果の公表に関する同意
名称・代表者名、補助事業の成果等の公表に応じます。
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※省エネ最適化診断等の診断結果の写し、又は診断の申込を行ったことが分かるものを添付すること。

○特別高圧電力枠の場合、記入すること。

特別高圧電力枠の要件

■契約の状況
特別高圧の受電者である。
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※特別高圧の受電者であることが分かるものを添付すること。

第3号様式（第4関係）

収支予算書

(1) 総括表

(単位：円)

補助事業に 要する経費 ※1	補助対象経費 ※2	左の額の負担区分			自己負担額 ※4
		補助金額 ※3 以下のいずれかに☑			
		【通常枠】 □ 1 / 2	【省エネ最適化診断枠】 □ 2 / 3	【特別高圧電力枠】 □ 1 / 2	

- ※1 当該事業を遂行するために必要な経費（実際に支払う金額）を記入すること。
- ※2 補助事業に要する経費から補助対象とならない経費を除いた金額を記入すること。
- ※3 補助率1 / 2又は2 / 3いずれかを☑した上で、補助対象経費に当該補助率を乗じた金額を記入すること。ただし、補助金の額は上限額を超えないこと。
- ※4 補助事業に要する経費から補助金額を引いた金額を記入すること。

(2) 事業区分別内訳

(単位：円)

経 区	費 分	内 容 ※1 (税抜・税込)	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金額	積算根拠
設備更新・ ソフトウェア 導入費						
		計				
原材料代替 品移行調 査・研究費						
		計				
合 計						

- ※1 別表の補助対象経費（各経費の内容）のうち、該当するものについて具体的に記載すること。

青森県知事 殿

住 所
申請者 名 称
代表者職氏名

令和5年度青森県中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金事前着手届

下記のとおり、交付決定前に着手しますので、令和5年度青森県中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金交付要綱第4第3項の規定により届け出ます。

なお、本件について、交付決定がなされない場合、又は交付決定の額が交付申請額に達しない場合においても、異議は申し立てません。

記

- 1 事業名
- 2 事前着手（予定）日
令和5年 月 日
- 3 事前着手の理由
- 4 事前着手に必要な経費

具体的な内容	費 目	金 額 (千円)	日 付 (予定)		
			契約・発注	納 品	支払 (精算)

(注) 本様式は、補助金交付決定日前に事前着手を希望される場合に提出いただく必要があるものです。

事前着手希望届を提出いただいた場合であっても、事前着手に必要な経費が認められない場合がありますので、御了承願います。また、着手日の根拠となる資料（契約書・発注書の写等）及び金額の算出根拠となる資料（見積書・発注書の写等）を添付してください。

補助事業者 殿

青森県知事

令和5年度青森県中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号）第4条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け令和5年度青森県中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
 - (1) 補助対象経費 円
 - (2) 補助金交付決定額 円
- 3 補助金の確定額は、補助対象経費の実支出の2分の1（3分の2）又は別表2の区分毎の上限額のいずれか低い額とする。
- 4 補助事業者は、青森県補助金等の交付に関する規則及び令和5年度青森県中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金交付要綱で定めるところに従わなければならない。
- 5 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額すること。

令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者職氏名

令和5年度青森県中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和5年度青森県中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業について、下記のとおり変更したいので、令和5年度青森県中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金交付要綱第6第1号の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

（注）変更の内容は、第2号様式、第3号様式に準じて作成するものとし、上下二段書きで、上段に変更前の内容を括弧書きで記載すること。

令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者職氏名

令和5年度青森県中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和5年度中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業について、下記のとおり中止（廃止）したので、令和5年度青森県中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金交付要綱第6第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 住 所
名 称
代表者職氏名

令和5年度青森県中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金に係る
補助事業遅延（事故）報告書

令和 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和5年度青森県中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業について、下記のとおり遅延（事故）があったので、令和5年度青森県中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金交付要綱第6第3号の規定により、報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費 円
- 3 遅延（事故）の内容及び原因
- 4 遅延（事故）に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）遅延（事故）の理由を立証する書類を添付すること。

第9号様式（第7関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者職氏名

令和5年度青森県中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度青森県
中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金の交付の申請について、下記の理由
により取り下げます。

記

交付申請の取下げ理由

青森県知事 殿

住所
補助事業者 名称
代表者職氏名

令和5年度青森県中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金に係る
補助事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和5年度
中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業が完了したので、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号）第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業費 円

2 補助金額 円

3 添付書類

- (1) 事業実績書（第11号様式）
- (2) 収支精算書（第12号様式）
- (3) 補助対象経費に係る支払証拠書類及び財産管理台帳（第13号様式）の写し
- (4) その他

事業実績書

1 補助事業者の概要

名 称			
住 所			
代表者氏名 (役職・氏名)			
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス			
担当者 (担当者部署名)			
従業員数又は 組合員数		資本金等の額	千円

2 事業区分

希望する枠 にチェック	補助率	追加要件等
通常枠 <input type="checkbox"/>	1 / 2 以内	—
省エネ 最適化 診断枠 <input type="checkbox"/>	2 / 3 以内	①省エネ最適化診断等を受けていること。 ②事業成果の公表に同意すること。
特別高圧 電力枠 <input type="checkbox"/>	1 / 2 以内	特別高圧の受電者であること。 ※交付申請時点において特別高圧の受電者であり、補助 事業を実施した結果、特別高圧の受電者でなくなった 場合を含む。

第11号様式（第10関係）その2

3 補助事業の概要

■事業テーマ（30字程度）								
■事業実施時期（事業スケジュール）								
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日								
■事業内容								
<p>①事業の目的・内容及び対策の妥当性</p> <p>②事業経過</p> <p>（設備・備品購入費等がある場合は、導入した設備の全体、設備の銘板及び事業場内に設置したことがわかる写真（設置の前後）を添付してください。</p> <p>③設備等の更新等により目標とするエネルギー及び経費の年間削減量の見通し</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%; text-align: center;">エネルギーの種類</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">年間削減量 (kwh、ℓ等)</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">年間削減経費 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の計算式を記載又は根拠となる資料を添付してください。 (計算式)</p> <p>④事業の効果（今後の見通しを含む）</p> <p>⑤事業の実施体制・費用対効果の妥当性・その他特記事項</p>			エネルギーの種類	年間削減量 (kwh、ℓ等)	年間削減経費 (円)			
エネルギーの種類	年間削減量 (kwh、ℓ等)	年間削減経費 (円)						

- (注) 1 事業概要について、実施場所、対象、方法等について具体的に記載すること。
- 2 補助事業の内容が分かる図面、写真等を添付すること。
- 3 交付申請時点において、省エネ最適化診断その他知事が定める診断を受けていなかった場合は、当該診断の結果を添付すること。

収支精算書

(1) 総括表

(単位：円)

補助事業に 要する経費 ※1	補助対象経費 ※2	左の額の負担区分			
		補助金額 ※3 以下のいずれかに☑			自己負担額 ※4
		【通常枠】 □ 1 / 2	【省エネ最適化診断枠】 □ 2 / 3	【特別高圧電力枠】 □ 1 / 2	
()	()	()	()	()	()

- ※1 当該事業を遂行するために必要な経費（実際に支払った金額）を記入すること。
- ※2 補助事業に要する経費から補助対象とならない経費を除いた金額を記入すること。
- ※3 補助率1 / 2又は2 / 3いずれかを☑した上で、補助対象経費に当該補助率を乗じた金額を記入すること。ただし、補助金の額は上限額を超えないこと。
- ※4 補助事業に要する経費から補助金額を引いた金額を記入すること。
- 表中 () 内には交付申請書記載の予算額を記入し、その下段に実績額を記入すること。

第12号様式（第10関係）その2

(2) 事業区分別内訳

(単位：円)

経 区	費 分	内 容 ※1 (税抜・税込)	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金額	積算根拠
設備更新 ・ソフトウ ェア導入 費			()	()		()
			()	()		()
			()	()		()
			()	()		()
		計	()	()	()	()
原材料の 代替品移 行調査・ 研究費			()	()		()
			()	()		()
			()	()		()
			()	()		()
		計	()	()	()	()
合 計			()	()	()	()

※1 別表の補助対象経費（各経費の内容）のうち、該当するものについて具体的に記載すること。

表中（ ）内には交付申請書記載の予算額を記入し、その下段に実績額を記入すること。

第13号様式（第10、15関係）

財 産 管 理 台 帳

名称	規格	数量	取 得 年月日	取得等 金 額	経費区分			処分制限期間		処分の状況		保管場所	備考
					県補助金	自己資金	その他	耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容		
				円	円	円	円						

- (注) 1 処分制限年月日の欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容の欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記載すること。
 3 備考の欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権者等の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間の欄及び処分の状況の欄を含んだ他の様式をもって財産管理台帳に替えることができる。

令和 年 月 日

青森県知事 殿

住所
補助事業者 名称
代表者職氏名

令和5年度青森県中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度青森県中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金について、令和5年度青森県中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金交付要綱第13の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額 _____ 円
- 2 補助確定額 _____ 円
- 3 今回請求額 _____ 円

振込先口座 金融機関 _____ 銀行 支店

普通・当座の別 普通 ・ 当座

口座番号 _____

口座名義 _____

(フリガナ) _____

第15号様式（第14関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

住所
補助事業者 名称
代表者職氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和5年度青森県中小企業者等省エネ・高効率化緊急対策事業費補助金交付要綱第14第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（令和 年 月 日付け第 号による補助金の額の確定通知額）円

- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額円

- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額円

- 4 補助金返還相当額（3－2）円

- （注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。
- 2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。
- 3 補助事業の遂行に伴い課税売上が発生する場合には、消費税額及び地方消費税額から控除税額を差し引いた後の控除不足額を消費税仕入控除額とする。